

# 長野市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）

## 平成19年度～23年度（案）

年度別実施状況総括表（改革項目数）

平成19年4月1日現在

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新規改革項目数	-	15	14	35	8				
各年度当初の取り組み項目数	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69				
（うち年度内実施予定）	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(24)	(8)	(8)	(1)
年度末で除外した項目	1		6	5					
実施済	38	29	23	18					
翌年度に継続する項目	117-1-38 78	93-29 64	78-6-23 49	84-5-18 61					

# ～市民と共に進める長野改革～「元気なまち ながの」の創造（長野市行政改革大綱）

## 3つの視点と具体的な取り組み内容

### 視点1 市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進

～まちづくりの視点から変えていこう～

#### 推進項目1 市民との役割分担の再構築の推進

- 推進内容1 事業の廃止又は縮小
- 推進内容2 補助金の整理適正化
- 推進内容3 外郭団体等の見直しや自主運営の促進

#### 推進項目2 民間活力の活用の推進

- 推進内容1 民間委託等の推進
- 推進内容2 PFIの導入
- 推進内容3 民営化の検討
- 推進内容4 市民公益活動団体との協働の推進

#### 推進項目3 情報提供・公開の推進

- 推進内容1 市政情報の提供・公開
- 推進内容2 審議会等の会議の公開
- 推進内容3 広報活動の充実

#### 推進項目4 市民参加型市政の推進

- 推進内容1 市政への市民参加の推進
- 推進内容2 審議会等への市民参加の推進
- 推進内容3 広聴活動の充実

### 視点2 民間の発想を取り入れた行財政経営への転換

～民間の発想を生かして変えていこう～

#### 推進項目1 成果重視と競争原理を導入した行財政経営の推進

- 推進内容1 目標管理制度の導入等

#### 推進項目2 最少の経費で最大のサービスを提供

- 推進内容1 事務事業の簡素効率化
- 推進内容2 事務事業の整理統合
- 推進内容3 公共工事コストの縮減及び入札制度の改善
- 推進内容4 既存施設の見直し
- 推進内容5 施設整備の適正化

#### 推進項目3 健全な財政運営の推進

- 推進内容1 中長期財政見通し、企業会計手法の活用
- 推進内容2 市税等の収納率の向上
- 推進内容3 受益者負担の適正化
- 推進内容4 自主財源拡充の検討

#### 推進項目4 評価制度の活用

- 推進内容1 行政評価の推進
- 推進内容2 公共事業に対する再評価制度の推進

#### 推進項目5 公務員制度改革の推進と職員数の適正化

- 推進内容1 人事・給与制度の見直し
- 推進内容2 職員数と職員配置の適正化
- 推進内容3 多様な人材の確保・育成の推進
- 推進内容4 職員の意識改革と職場の活性化

### 視点3 市民の目線で良質なサービスを迅速に提供

～市民の目線で変えていこう～

#### 推進項目1 顧客志向による市政の推進

- 推進内容1 市民の目線による事務事業等の再点検

#### 推進項目2 柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の推進

- 推進内容1 機能的な組織・機構の整備
- 推進内容2 新たな時代に対応した支所等の在り方
- 推進内容3 政策形成・行財政経営推進機能の強化
- 推進内容4 審議会等の適正化

#### 推進項目3 職員研修の充実

- 推進内容1 派遣研修の充実
- 推進内容2 時代の変化に対応した研修等の充実

#### 推進項目4 電子市役所の推進

- 推進内容1 IT社会に対応したサービスの拡充
- 推進内容2 行政情報化の推進

#### 推進項目5 窓口サービス向上の推進

- 推進内容1 総合窓口・ワンストップサービスの検討
- 推進内容2 窓口サービスの改善

## 1 計画策定の趣旨等

この実施計画は、大綱に掲げた上記の3つの視点に基づく、具体的な取り組み(推進項目)を総合的かつ計画的に推進するため、改革をどのように進めていくかを明らかにするために策定するものです。

## 2 実施計画期間の見直しと集中改革プランとしての位置付け

本市の実施計画の期間は、大綱と同様に平成15年度から平成19年度の間5年間となっていますが、国の行政改革に係る現行指針[「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)]や今後、社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に適切に対応するために、計画期間は5か年の固定とし、年度ごと計画期間の起点をスライドさせ、毎年見直し(ローリング)を行い、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

また、この実施計画を国の指針でいう「集中改革プラン」として位置付け、取り組んでいきます。

## 3 財政構造改革プログラム(工程表)の実実施計画への取り込みについて

財政構造改革工程表に基づいて実施する個別の改革事項については、この実施計画に掲載した上で、財政効果額(コスト削減額等)の実績把握及び進行管理を毎年実施します。

## 4 実施・稼働後の効果検証について

改革が実施・稼働となった後も、定期的に成果・効果の検証を行い、改善をしなければならない事項等が生じた場合は、改めて新規改革項目としてこの実施計画に掲載し、取り組んでいきます。

# 実施計画(集中改革プラン)平成19年度～23年度 掲載改革項目一覧 (全 69項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手年度	実施計画年度					
										19	20	21	22	23	
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)					
1	2-2-1 事務事業の簡素効率化	総務部	庶務課	IP電話の導入	<p>現在IP化を実施するに当たって、技術的な問題はなくなってきている。支障となっていた回線の基本料金は、現在低価格のものが出てきており、早期に初期投資額を回収することも可能である。ただし、低価格のものは信頼性の面で若干の不安があるため、今後は、低価格のもので採算性を重視するのかが、回収期間が延びても信頼性を重視するのかが決定していかなければならない。</p> <p>IP電話...通話相手との間の通信経路を、インターネットで使用されているIPプロトコル(通信の約束事)をベースに構築した電話ネットワーク。通常電話に比べて回線の使用効率がよく、安いコストでのサービス提供が可能。</p>	<p>【現在の料金】月額 基本料金 255,600円 通話料金 890,000円</p> <p>【IP化後の料金】月額 基本料金 191,300円(B7ルツ) 326,460円(スマートフォン) 通話料金 712,000円</p> <p>【初期投資額】 工事費用 6,000,000円</p> <p>【回収期間】 B7ルツ 24.7ヶ月 スマートフォン 56ヶ月</p>	<p>通話料金の削減額</p> <p>【年間削減額】 B7ルツ採用の場合 2,907,600円/年間 スマートフォン採用の場合 1,285,680円/年間</p>	(【現在の月額料金】 - 【IP化後の月額料金】) × 12ヶ月	経費の削減	15	検討	検討	電話交換機更新時に併せて導入する。		
2	2-2-4 既存施設の見直し	総務部 関係部局	庶務課 関係課	文化ホール等の再編によるコスト削減	<p>市内集会施設の面積は、オリンピック施設の後利用により中核市平均の約3倍の整備水準となっているため、文化ホール等の大規模集会施設のうち老朽化したものを廃止するなど集約を図る必要がある。</p> <p>廃止した場合の代替施設を確保することが可能か、利用率の低い施設を他の施設に集約し、施設数を減らすことが可能か検討する。 存続させた場合、老朽化した施設の更新コスト、運営コストを抑える方法について検討する。</p>	19年度までに方針を決定し、21年度より実施する。	18年度より3カ年に渡り指定管理者による管理運営を実施するが、施設の利用状況等について検証し、施設の在り方について検討する必要がある。	施設を再編することにより、管理コストの削減が可能となるとともに、施設の利用率が上がるが見込める。	18	施設の必要性等を検証し、廃止する施設、更新する施設を決定する。更新する場合は、民間の活用等コストを最小限に抑える方策等を調査検討していく。	更新する施設については、前年度同様コストを抑える方策等を調査検討する。	廃止する施設については、実施する。更新については、市の財政状況を見ながら計画的に実施する。			
3	2-3-3 受益者負担の適正化	総務部	庶務課	本庁舎駐車場の有料化	<p>本庁舎駐車場は、シルバー人材センターに委託し、年間約1600万円の経費を掛け整理員を配置し、場内の整理、不正駐車防止を図っている。また、休日及び夜間は無料開放としている。</p> <p>第2駐車場に機械設備を設置し、無人化する。開庁時間は市役所等利用者専用として無料、閉庁時は一般開放し有料とする。その他の駐車場については、シルバー人材センターに管理委託し、開庁時間は市役所等利用者専用として無料、閉庁時は閉鎖(申請により使用可)とする。</p>	駐車場維持管理費における削減額 年間200万円	機械設置費、維持管理費及び周辺駐車場の利用実態を考慮した収入の試算。 設備のリース料を考慮し、5年間の平均により算出	駐車場維持管理費の削減	18						
4	2-2-1 事務事業の簡素効率化	総務部	職員課	職員の事務服の在り方の検討	<p>現在、長野市職員被服費と規程に基づき、貸与されている事務服について、その貸与の必要性を検討するとともに、職員にはどのような服装がふさわしいのかが再考する必要がある。</p> <p>平成17年1月から平成19年3月まで実施されている服装自由化の試行的結果を踏まえ、事務服検討委員会を再開し、事務服貸与の廃止について検討を行う。</p>	服装自由化の試行から実施継続 事務服貸与の廃止 事務服貸与の経費0円	服装自由化の定着 他都市の状況	経費の削減	15						
5	2-5-1 人事・給与と制度の見直し	総務部	職員課	特殊勤務手当の見直し	<p>危険・不快・不健康等特殊勤務手当本来の趣旨に合致しない特殊性の薄い手当及び他の給与で措置されており二重支給的な手当等の廃止及び見直し</p> <p>平成17年度中に労働団体に提案した上で、18年度中に関係条例の改正を行い、実施を図る。 また、手当の必要性等について継続的に検討し必要に応じて見直す。</p>	危険・不快・不健康等手当本来の趣旨に合致しない手当の廃止等 特殊性の薄い業務及び他の給与と二重支給的な手当の廃止及び見直し	特殊勤務手当に係る 人事院規則 中核市等他市の特殊勤務手当条例等	職務実態に応じた支給	15						
6	2-5-1 人事・給与と制度の見直し	総務部	職員課	公務員制度改革の推進	<p>人事評価は職員の理解不足もあるが、試行により課題が明らかになりつつある。人動で示された給与構造改革と絡め、評価結果の活用(処遇反映方法)の具体案が未定である。</p> <p>人事評価はH19年度の実施に向け、試行を引き続き行うが、能力評価はH17年度中の試行結果を検証した上で、H18年度中の実施を目指す。また、人動で示された給与構造改革の実現に向け、評価結果の活用案を作成し、H20年度の実施を目指す。</p>	職員の評価制度に対する信頼性と納得性の確保 職員の90%以上が、評価制度を信頼し、納得できるレベルとする。	評価制度の運用で重要なことは、信頼性と納得性であるため。(事業着手時のH19年度末目標値である。)	能力本位で適材適所の人事配置の実現と公正で納得性の高い評価制度の実現	15	人事制度改革構想の見直し(H20-24)					

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手 年度	実施計画年度				
										19	20	21	22	
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)				
7	2-5-1 人事・給与 制度の見直し	総務部	職員課	退職手当制度の 見直し	退職時の給料及び勤続年数が同じ場合は退職手当も同額となり、役職に応じて決定される給料の職務の級の在級年数が反映されない等勤続年数に依存した制度となっている。	勤続年数に依存した制度を在職中の貢献度を加味する国家公務員の退職手当制度(H18.4.1施行)に準拠した制度に改め、労働団体と協議の上、一般職の退職手当条例の改正を図る。	国家公務員退職手当 法  在職中の貢献度を反映する退職手当制度の導入	平成18年4月から国で実施される退職手当制度に準拠(国家公務員退職手当法に準拠)	在職中の貢献度に応じた退職手当制度の確立	15				
											年度当初から実施			
8	2-5-1 人事・給与 制度の見直し	総務部	職員課	給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し	民間資金の全国平均に準拠した給与水準を地場資金に準拠した給与水準に改め、併せて人事評価制度に連動した職務・職責に応じた給与制度の確立が必要。	国においてH18.4.1から実施される地場資金を反映した給与制度の導入について労働団体と協議し、給与条例の改正を図る。また現在試行中の人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度について研究し、導入を図る	国家公務員の給与制度及び人事評価制度の先進団体の給与制度  地場資金の反映及び職務・職責に応じた給与制度の導入	毎年の人事院勧告及び国家公務員の給与に関する法律 人事評価制度先進団体の給与条例等	地場資金に応じた給与水準 人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度の確立	18	人事評価制度に連動した給与制度の研究	人事評価制度に連動した給与制度の方針決定	人事評価制度に連動した給与制度の導入	
9	2-5-2 職員数と職員 配置の適正化	総務部 行政改革推進局	職員課 行政改革推進局	職員定数・人員配置の適正化の推進	合併により増加した職員数の適正化、短時間勤務、任期付き、再任用等、新たな任用形態の検討。	定員適正化計画に基づき、新規採用を抑制しながら、事務事業の見直し、簡素化、行政改革的手法により人員減を図るとともに行政需要に見合う柔軟な任用形態を検討、導入、非常勤職員の効果的任用を図る。	職員数	定員適正化計画、任用関係条例、規則	人件費の削減、効率的、柔軟な任用形態	15	採用試験での20年度採用職員の抑制等。	採用試験での21年度採用職員の抑制等。	採用試験での22年度採用職員の抑制等。	第四次定員適正化計画の策定
10	3-4-2 行政情報化の 推進	総務部	情報政策課	情報システムの最適化	長年にわたりシステムの構築・更改を繰り返した結果、システムの多重化・複雑化が課題となっている。情報技術の進展に伴い、新たに構築すべきシステムも含めて、本市の情報システムのあるべき姿を明らかにする必要がある。	平成17年度から、S I e r (システムインテグレーター)に委託し、事業に取り組んでいる。平成18年度末までに、電子市役所構築計画を策定する。この計画に基づいて、平成19年度以降、システムの再構築・更改を進める。  システムインテグレーター...顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請け負う事業者のこと。	システム間の連携を考慮し、システムの再構築・更改を進める。 具体的な数値目標は、現在計画策定中のため設定できない。		全体として最適なシステムの構築を進めることにより、経費の削減と事務処理の効率化が図られる。 電子市役所の構築を効率的に進めることにより、市民サービスの向上が図られる。	18	システム再構築・更改	システム再構築・更改	システム再構築・更改	システム再構築・更改
11	3-4-2 行政情報化の 推進	総務部	情報政策課	統合型GISの整備	いくつかの課でGIS(地理情報システム)を導入しているが、このまま各課ごとにシステムの導入を進めた場合、地図データの整備の重複投資やデータ連携の不整合などの問題が発生する。地図データや地図情報を、庁内で横断的に共有する仕組みが必要である。	平成17年度に、情報システム最適化事業にあわせて、整備計画の策定をしている。この計画に基づいて、平成18年度から平成20年度にかけて、地図データの整備とシステムの構築を行い、平成20年度にシステムの一部供用を開始する予定。 平成18年度から、現在ある個別GISの再構築などを併せて進める予定。	地図情報に関連する各課の課題及び導入希望のGIS関連システム数  地図情報関連の課題 83 15 システム数 26 7	供用空間データベースの整備、汎用GISの構築、個別GISの再構築を進めることにより、地図情報に関連する各課の課題の解消を図り、既存及び導入希望のGIS関連システムを集約することができるため。	GISを利用した地図情報の共有を推進することで業務が効率化され、市民サービスの向上が図られる。 システムを集約することにより、データ整備及び維持管理費用が削減される。	18	基図データの作成、汎用GISの構築、個別GISの再構築	基図データの作成、汎用GISの運用開始、公開型GISの構築	公開型GISの運用開始、個別GISの再構築	個別GISの再構築
12	2-2-1 事務事業の簡素 効率化	企画政策部	交通政策課	(新規)市営バスの再編	平成17年1月の合併を受け、合併以前から運行されていたバスを引き継ぎ運行を継続しているが、効率的で地域の実情や特性にあったバス路線の再編が必要。	合併以前における現状路線に至った経緯などを考慮する中で、小型車両を使用した個別対応による輸送方法等の導入やスクールバス等との調整を実施し、合併4地区において各地区を代表する交通検討組織を定め、協議調整を図る。	再編の実施地区数  豊野、戸隠、鬼無里、大岡の4地区	合併旧4町村で運行している市営バスの再編	少ない経費で、できる限りのきめ細かな輸送サービスの提供	19	具体的再編案の検討 地域交通対策協議会(仮称)の設立 意見集約 再編案の作成	再編の実施 運行内容の検証		



大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手年度	実施計画年度					
										19	20	21	22		
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)					
13	1-1-2 補助金の整理 適正化	行政改革推進局 関係部局	行政改革推進局 関係課	補助金等の類型化及び見直し 補助金等について、固定化・既得権化を排し、市民の参加意識、主体性、自立性をより高める方向への見直しを行うための点検が必要である。	部局ごとにプロジェクトチームを設置し、財政構造改革懇話会提言(H18.2)の【モデル2】を用いて補助金、交付金、扶助費等を4領域に類型化、各領域に類型化されたサービスの見直しを実施する。行政改革推進局は各部局のサポート及び連絡調整、実績管理等を行う。	懇話会提言【モデル2】による補助金等の類型化	全ての補助金等について公平に見直す必要がある	役割を終えた補助金の廃止による財政負担軽減、及び市民の参加意識、自立性に寄与する補助金の有効性の向上	18	補助金・交付金・扶助費の類型化	類型化の結果を事務事業評価に活用し継続的に見直す				
14	1-1-3 外郭団体等の見直しや自主運営の促進	行政改革推進局	行政改革推進局	各種団体事務等の適正化 都市内分権審議会の答申の趣旨を踏まえ、住民自治協議会への参画等、各種団体の自立への意識啓発の促進、また、地域団体等との連携協力を得ながら改善を図っていくことが課題。	毎年一定の時期に団体事務の状況調査を実施し、状況の公開と共に団体の役割分担の明確化や自主性の向上など、団体への協力を求めていく。	会計事務等の所管を支所から団体に変更する。 団体の割合 30%以下	支所で会計事務等を担当している団体数/支所で事務局を担当している団体数(H17.11月現在 244/559 43%)	団体の活動の適正化、自主運営の促進と経費の削減 団体と市の関係の明確化	15			37%	34%	32%	30%
15	1-1-3 外郭団体等の見直しや自主運営の促進	行政改革推進局	行政改革推進局	外郭団体等の見直し 外郭団体の経営指導に関する基本方針等がなく、社会的役割や組織体制が現在の社会経済情勢に対応しているが検証し、将来のあり方を探る必要がある。	平成18年度 外郭団体の経営、市の関与のあり方等に係る基本方針を策定 市との関連の強い12団体について上記方針により検討・分析し、経営改善計画の策定支援を行う。	改革方針を策定する団体の数 12団体	出資比率の高い団体、または市との関与の強い団体合計12団体を検討対象ととらえるため	外郭団体等の経営健全化・自立化等の促進	15	経営改善計画の策定 4団体 改善計画に基づく進行管理					
16	1-2-1 民間委託等の推進	行政改革推進局 関係部局	行政改革推進局 関係課	指定管理者制度の導入 122施設を平成18年度以降公募等を実施し、平成19年度から指定管理者へ移行する予定である。 合併支所管内の施設については、地域事情も考慮するとともに地域住民への説明責任をもって、指定管理者の導入を進める必要がある。	H18年度 122施設選定済み H19.4.1 122施設指定管理移行 H20年度移行施設について指定管理者選定	指定管理者導入予定の直営施設 122施設	指定管理者へ移行する施設数	市有施設の効用の拡大 経費の縮減、管理の安定	16	122施設指定管理者移行 20年度導入施設について指定管理者の選定					
17	1-2-1 民間委託等の推進	行政改革推進局	行政改革推進局	公共部門に民間資金を導入する手法や新たな公共サービスの提供手法の研究 市が実施する事業のための資金は、市税や使用料などのほか借入金(市債)によって賄われているが、後世への負担を小さくするため、市が保有する財産を活用した資金調達方法の研究など、新たな発想による行政運営手法について検討する必要がある。	案件ごとに最適な民間との連携・協働の関係を構築し、最少の経費で最大の効果がある手法を調査研究し、PFI、指定管理者制度、業務委託等を導入するとともに、市場化テスト、市民ファンドの活用等を検討していく。	民間資金導入方法の検討(指定管理、PFI、市場化テスト、市民ファンド等) 検討結果により導入可能な手法から順次実施	市の財政は厳しさを増しており、今後10年間は財源不足が続くと予想されることから、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、資金調達も含めた官民パートナーシップを推進する。	民間活力の導入 持続可能な行政サービス供給体制の実現	18	民間資金導入手法等の検討 順次実施					
18	1-4-1 市政への市民参加の推進	行政改革推進局 関係部局	行政改革推進局 関係課	行政サービスの類型化及び見直し 指定管理者制度の導入などによって市と市民との協働は進みつつあるが、その更なる進展に向け、市の行政サービス全般について、市が行う合理性等を再検討し、整理する必要がある。	部局ごとにプロジェクトチームを設置し、財政構造改革懇話会提言(H18.2)提言の【モデル1】を用いて行政サービスを4領域に類型化、各領域に類型化されたサービスの見直しを実施する。行政改革推進局は各部局のサポート及び連絡調整、実績管理等を行う。	懇話会提言【モデル1】による事業の類型化	全てのサービスについて公平に見直す必要がある	事務事業の簡素効率化及び市民との協働の推進が図られる。	18	類型化の結果を受益者負担の適正化及び事務事業評価に活用し継続的に見直しを行う。					
19	2-3-3 受益者負担の適正化	行政改革推進局 関係部局	行政改革推進局 関係課	行政サービスの総コスト算出等の現状検証及び受益者負担割合の基準作成並びに使用料、手数料の見直し 受益者負担割合の決定に関する基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていないサービスがある。	プロジェクトチームを設置し、減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにしたうえで、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案し、受益者負担割合を決定する。財政構造改革懇話会提言(H18.2)【モデル1】によって行政サービスを類型化した結果に基づき、A～Dの各領域ごとに具体的な基準を作成 基準に従い、使用料、手数料の見直しを実施。	負担割合の基準作成	すべての使用料、手数料について、妥当性を検証する必要がある 市民に対する説明責任を全うする。	受益者負担の適正化 行政サービスの妥当性、公平性の確保	18	負担割合の基準作成 激変緩和措置の検討(プロジェクトチーム)	統一的な基準に基づき使用料、手数料の見直し(各担当課)の検討案の公表				



大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手 年度	実施計画年度				
										19	20	21	22	23
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)				
27	2-3-4 自主財源拡充 の検討	財政部 関係部 局	財政課 関係課	広報などへの広告 料収入の導入	<p>広報紙などの公共のスペースに企業広告を 載せることに対しては様々な意見があるが、 財政が厳しい時代において、行政も経営的な 発想で取り組み、独自に収入を上げるとい うことが必要である。</p>	<p>広告料収入プロジェクト会議にて、 庁内の広告掲載可能媒体調査、広告掲 載に関する基本要綱を制定。以後はこ の要綱等に基づき、広告掲載をしよう とする所属が掲載を検討し、当該媒体 にかかる掲載要領を制定、事業を進め ていく。 平成18年度は広報ながの及び払出 し封筒への広告掲載を予定。</p>	<p>広告掲載可能と判断 される媒体への広告掲 載</p>	<p>可能なものができる だけ媒体として利用す る。</p>	<p>自主財源の確 保・拡充</p>	18				
28	2-2-3 公共工事コス トの縮減及び 入札制度の改 善	財政部	契約課	入札契約制度の 改善	<p>入札制度見直し検討委員会の最終提言に基 づき、現制度の見直し及び拡大並びに新制 度の導入を必要とする。</p>	<p>入札制度研究委員会による試行中制 度の検証と本格実施</p>	<p>試行中制度(低入札 価格調査制度、最低制 限価格制度、合冊入札 方式、事後審査型一般 競争入札)の本格実施</p>	<p>請負工事審査委員会 及び入札制度研究委員 会等の審議による。</p>	<p>一層の透明性の 確保、公正な競争 の促進</p>	15				
29	3-4-1 IT社会に対 応したサービ スの拡充	財政部	契約課	電子入札の導入	<p>事業者の入札参加機会の拡大、事務の省力 化・効率化を促進するため、電子入札シス テムを導入する必要がある。</p>	<p>市長会(長野市提出)を通して、県 に対し「県と市町村が共同で利用でき る一般的な入札方法に対応可能なシス テムの早期構築」を要望している。そ の動向を見ながら、別システムの調査 研究も併せて行う。</p>	<p>電子入札の導入</p>	<p>入札制度見直し検討 委員会の最終提言によ る</p>	<p>入札・契約手続 の透明性、公正 性、効率性及び競 争性の向上</p>	15				
30	2-2-3 公共工事コス トの縮減及び 入札制度の改 善	財政部	契約課	(新規) 入札・契約に係る 第三者機関の設 置	<p>入札・契約制度及びその適正な運用を図る ため、入札及び契約手続きの運用状況、一般 競争入札における入札参加者資格要件や指名 選定などの経緯及び指名選定や指名停止措置 などに係る再苦情処理の審議、談合情報に関 する調査検証を行う機能を持つ、第三者機関 の設置を図る必要がある。</p>	<p>総務省等からの通知及び地方自治法 施行例の改正に基づき、入札監視委員 会などの第三者機関の設置を目指し、 組織、審議事項、委員選考など必要な 準備を行なう。</p>	<p>第三者機関の設置</p>	<p>全国知事会「公共調 達に関するプロジェク トチーム」による都道 府県の公共調達改革に 関する指針(緊急報 告、平成18年12月18 日)及び総務省「地方 公共団体の入札契約適 性化連絡会議」による 「地方公共団体におけ る入札契約適性化・支 援方針について</p>	<p>入札及び契約の 透明性の確保、不 正行為の排除</p>	19				
31	2-3-4 自主財源拡充 の検討	財政部	管財課	市有財産使用料 (貸付料)の見直し 等	<p>普通財産貸付制度について、現状の社会経 済情勢に対応しているか検討し、貸付物件 の適正化に努める必要がある。</p>	<p>貸付物件の状況及び市場状況につい て調査し、貸付団体等の法的位置付 け、利用用途内容等を整理し、他市の 状況等も調査しながら、総合的に貸付 制度の見直しを行う。</p>	<p>貸付料の見直し対象 物件数  土地 452件 建物 20件</p>	<p>現状の貸付物件を見 直し対象ととらえるも の。</p>	<p>普通財産貸付制 度の適正化の促進</p>	18				
32	2-3-2 市税等の収納 率の向上	財政部 関係部 局	収納課 関係課	各種補助金交付 の際の市税完納 条件付け	<p>税負担の公平性を確保し、滞納を発生させ ない仕組みとして、各種補助金交付にも市税 完納の条件付けを実施する必要がある。</p>	<p>平成18年度から、第1次分として54 の補助事業を対象に市税完納の条件付 けを実施。 実施効果の検証後、対象補助事業の 拡大について調査、検討を行い、必要 に応じ対象事業の拡大を図る。</p>	<p>実施効果の検証と対 象事業の拡大</p>	<p>市税滞納の抑制 により市税収入の 確保を図る。</p>	18					
33	2-3-2 市税等の収納 率の向上	財政部 関係部 局	収納課 関係課	市税、使用料、保 険料などの各種未 収金対策における 新たな効果的方策 の検討	<p>未収金を縮減し、税負担等の公平性と自主 財源を確保するため、市税等収入金の収納率 向上を図る必要がある。</p>	<p>全庁的な未収金対策として、口座振 替の推進など新たな効果的な方策につ いて、収納向上対策協議会において検 討を進める。</p>	<p>未収金の縮減と収納 率の向上を図る。</p>	<p>収納率の向上に より、市税等収入 金の確保を図る。</p>	18					

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手 年度	実施計画年度						
										19	20	21	22	23		
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)						
34	1-1-1 事業の廃止又は縮小	生活部	市民課	(新規) 葬儀管理運営事業の段階的廃止	葬祭センターを運営する民間事業者が増加し、市の祭壇利用が減少している。一方、霊柩自動車の利用と葬祭具の販売は一定の利用者がある。	第一段階として、民間事業者に方針を説明し、霊柩自動車運行体制の準備を求めるとともに、祭壇の飾り付け廃止と霊柩自動車の減車をを行う。最終的には霊柩自動車の運行及び葬祭具の販売を廃止する。	事業の廃止	葬祭事業を行う民間事業者が増加し、市が事業を行う意義が薄れたため、民間事業者が必要に応じられる体制となった段階で事業を廃止する。	民間事業者の事業拡大	19	民間事業の調査段階的縮小方法の検討、決定 関係事業者への周知、協力依頼	霊柩自動車1台の減 祭壇飾り付け廃止(年度末)				・葬祭具販売廃止 ・霊柩自動車の運行廃止(年度末)
35	3-5-2 窓口サービスの改善	生活部	市民課	(新規) 市民課バスターミナル連絡室での所得証明書の交付	長野南社会保険事務所が近いことから年金の手続き等に必要所得証明書の交付を求める市民が多い。ワンストップサービスを目指す中で市民課窓口では所得証明書を交付している。	端末及びFAXの調整、職員研修などの準備を行った上で所得証明書の交付を開始する。	所得証明書の交付	市民要望の多い所得証明書の交付を実施する。	市民課バスターミナル連絡室の取扱事務の充実	19	端末及びFAXの調整 研修の実施 所得証明書の交付開始					
36	2-3-3 受益者負担の適正化	保健福祉部 財政部 関係部局	厚生課 財政課 関係課	福祉医療費給付水準の見直し	福祉医療費給付金については、所得制限等により区分が複雑となっている。高齢者の増加、少子化対策等で年々増加の一途となっている。	社会福祉審議会に諮問し審議する過程で、適正化の具体案を策定していく。	所得制限等による区分  適正な所得制限区分等の策定・運用		支出の削減による、財政健全化	18	審議会開催、諮問、答申	審議会答申に基づき方針決定、実施				
37	3-2-4 審議会等の適正化	保健福祉部	厚生課	社会福祉審議会の見直し	社会福祉法に定められた「社会福祉審議会」について、現在40名の委員がいるが、規模が大きすぎ、調査・審議をスムーズに行うことが困難であり、体制の見直しを図る必要がある。	現委員の任期が平成20年3月31日までとなっているため、平成20年度からの審議委員数について見直すよう、18年度から検討を開始する。	長野市社会福祉審議会委員数  20名	実質的な審議を行う4つの分科会委員数を基に、各分科会代表者数を現在の10名から5名に半減させる。	審議会の活性化と経費の削減	18	条例改正に着手、3月議会提出	新委員数による審議会委員委嘱				
38	1-1-1 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	高齢者福祉課	(新規) 鬼無里の湯入湯券交付事業の廃止	合併による鬼無里地区のみの事業であり、他地域との均衡を図り、公平性を確保する必要がある。	鬼無里の湯(観光課)が指定管理者制度を導入することに伴い、より多くの利用者を確保することや、地域限定事業の解消ができるシルバー料金(入湯料300円)等の料金制度の検討について関係部局と調整し、本事業を平成19年度で廃止としたい。	廃止する地区数及び経費  1地区 306千円	市内で実施している地区が1地区あるため	市域の一体性の確保	19						
39	1-1-2 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	高齢者福祉課	(新規) 高齢者等外出支援サービス事業の廃止	合併による地区(豊野・戸隠・大岡)限定事業であるため、地域間の均衡や公平性等から他地区(地区社協)で実施している本事業と同様の事業を含む地域福祉サービス(移送サービス)に移行する必要がある。	豊野・戸隠地区外出支援サービス事業は、平成20年度から地域福祉サービス事業で実施する。 大岡地区過疎地有償移送サービス事業は、交通政策課が計画している大岡地区の交通体系全般の見直し計画(平成20年度を目途)に位置付けるため、交通政策課とともに地元と調整していく。	廃止する地区数及び経費  3地区 13,133千円(豊野2,072千円 戸隠3,834千円 大岡7,227千円)	市内で実施している地区が3地区あるため	市域の一体性の確保	19						
40	2-3-3 受益者負担の適正化	保健福祉部	高齢者福祉課	独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討	独居高齢者の増加等により現在の事業方法を見直す必要が生じ、事業原案の内容により必要な研究・調整を継続的に行ってきた。	現在の利用者の事業変更後の利用の仕方・処遇についての調整 運用手順の策定 要綱の策定 利用可能な事業者との調整 利用者、関係機関への周知	新システム移行により生ずる差額  約4,000千円	随意契約による委託から競争入札による委託に変更(ただし、単年契約は効果が無いため複数年契約とする)することで、経費の削減を目指す。平行あるいは後発的に受益者負担についても導入の検討をすることで更なるコストの抑制を図る。	経費節減と適正な受益者負担	16	○	競争入札制度の導入への研究と実施。要綱の見直し。	導入・実施			



	大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手 年度	実施計画年度					
											19	20	21	22	23	
											当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)					
41	2-3-2 市税等の収納率の向上	保健福祉部	介護保険課	介護保険料収納率の向上	介護保険給付費の大きな伸びにより、介護保険料も増額改定をせざるを得ない状況の中、より一層滞納者の増加が見込まれる。	介護保険法では、一定の保険料の滞納に対し、保険給付の制限が設けられているが、市独自で行っている住宅整備事業補助金・援護金の支給に対し、交付条件を検討を行う。	滞納繰越分保険料の縮減と現年度介護保険料収納率の向上		介護保険制度の安定的運営を図る	18		実施要綱見直し	導入・実施			
42	1-1-2 補助金の整理適正化	保健福祉部	障害福祉課	長野市民間社会福祉施設運営調整費の見直し	民間社会福祉施設を対象とした運営調整費(県単移譲分)については、県の要領改正と歩調を合わせ、平成16年度から対象施設の減、補助率を段階的に下げる等順次実施している。  デイサービス施設運営調整費については、平成17年度当初から重度加算分を廃止しており、平成18年度も引き続き。	県の要領改正と歩調を合わせ、市要領の改正を行う  重度加算の廃止を継続する。	指標:県単移譲分制度の廃止 目標値:平成18年度末で終了  廃止済み	障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について(厚生労働省通知)、長野県民間社会福祉施設運営調整費支給要領  長野市民間社会福祉施設及び指定デイサービス事業所運営調整費支給要領	補助金の減	17						
43	2-3-2 市税等の収納率の向上	保健福祉部	児童福祉課	母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化	本貸付金の滞納額が増加している。個人の償還能力の問題も含んでいるが、限られた財源の中で実施するためには、未納者に対する収納向上対策を実施し、安定的な運用を図る必要がある。	個人ごとに状況が異なるため、個々の状況を詳細に把握することや、償還指導の方法を再検討するとともに、他課と連携して、支払い督促等の法的手続の導入などについて検討を図る。	滞納繰越分の収入額  15,000千円	過去5年間の滞納繰越分の収入額が約10,000千円となっており、その1.5倍を目標に設定するもの。	安定的な運用と利用者に対する公平性の確保	18	法的手続き導入の検討など未収金対策の実施	未収金対策の実施状況の検討	未収金対策の実施状況の検討	未収金対策の実施状況の検討		
44	2-3-3 受益者負担の適正化	保健福祉部	児童福祉課	児童館・児童センター等の受益者負担の検討	児童館・児童センター等を利用する登録児童数が年々増加する中、現状は無料でサービス提供を行っているが、更なる市民サービスの向上を実施するため、受益者から負担を求める必要がある。	他市の状況や費用対効果などを検討するとともに、利用者や指定管理者等からも意見を聴取し、公平性や透明性の確保しながら、受益者負担の実施に向け、徴収方法や料金等について検討を図る。	早期に実施を図り、質の高いサービスを提供したい。	具体的な数値では表せないが、早期に実施を図り、質の高いサービスを提供したい。	行政コストの削減と良質なサービスの提供	18	導入のための事務的な手続き	受益者負担の実施				
45	3-1-1 市民の目線による事務事業等の再点検	保健福祉部	児童福祉課	母子家庭等協力員派遣事業の見直し	母子家庭等のための福祉施策であるが、利用実績が少なく、利用率が向上しない。他に類似する福祉施策があるため、抜本的に検討する必要がある。	増加する児童虐待等に対応するため、育児支援家庭訪問事業の検討を行っている。この検討の中で、本事業の方向性(廃止も含め)について検討していく。	平成20年度予算に対応できるよう早期に検討を図る。		よりニーズに合った制度となる。	17	方針決定	見直し後の事業実施				
46	1-1-2 補助金の整理適正化	保健福祉部	保育課	私立幼稚園補助金の見直し	毎年幼稚園連盟から補助金の増額要望がある。一方、包括外部監査から補助金の目的及び根拠を明確にし、余裕のあるところは停止する等の指摘事項がある。平成16年度より補助金の見直しをし、平成18年度に一部見直しした補助要綱による補助をし、平成19年度は運営費を減額し補助する。今後も更なる見直しが必要である。	関係団体と協議しながら見直しする。平成20年度に新しい補助要綱に基づく補助金交付を実施していく。	一律補助、運営費的補助の改善	私立保育所補助金との整合性	適正な補助制度になる。	15	一部見直しした補助要綱による補助	見直しした補助要綱による補助				
47	1-2-3 民営化の検討	保健福祉部	保育課	市立保育所の見直し	市立保育所の運営を市が直接行うことを見直し、社会福祉法人等への運営委託・移管を進めていくという方針に基づき、全保護者及び地域関係者に説明を行うとともに、民営化の具体的なスケジュールなどについて話し合いを行っている。 特に、三輪・川田・下氷飽・城東保育園については、平成20年度以降に順次民営化していくことで、保護者と十分な話し合いを行い、理解を得て進めていく。 就学前の児童数と地域の状況から私立保育所・幼稚園を含めた施設の適正配置等を検討し、統廃合も含めて方向付けする。	三輪保育園については、委託・移管先選考委員会を開催し、公募要綱や委託条件、選考基準などを検討し、民営化の相手先を決定していく。また、引継保育の実施に向け、保護者・相手先・市の3者懇談会の設置に取り組み、課題について検討していく。 川田・下氷飽・城東保育園については、理解が得られるよう引き続き話し合いを行っていく。 統廃合対象の保護者及び地域関係者への説明を行うとともに、関係機関との調整を図る。	推進状況  具体的な方向付け	「保育所等のあり方懇話会」からの提言等	多種多様なニーズへの柔軟な対応、保護者の選択肢の拡大と経費の削減	15	(民営化関係)委託・移管先の決定 引継保育の実施  (統廃合関係)園長兼務化					

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手年度	実施計画年度					
										19	20	21	22	23	
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)					
48	1-1-1 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	人権同和対策課	同和地区児童に係る保育料補助金の廃止	平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。	補助金の削減額  交付額0円 (平成17年度予算額238千円)	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申	不公平感が解消されるとともに、財政負担が軽減できる。	15					
49	1-1-1 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	人権同和対策課	同和地区児童に係る保育所・幼稚園入所支度金の廃止	平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。	支給金の削減額  支給額0円 (平成17年度予算額20千円)	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申	不公平感が解消されるとともに、財政負担が軽減できる。	15					
50	1-1-1 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	人権同和対策課	同和地区に係る敬老祝金の廃止	平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。	支給金の削減額  支給額0円 (平成17年度予算額1,668千円)	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申	不公平感が解消されるとともに、財政負担が軽減できる。	15					
51	1-1-1 事業の廃止又は縮小	保健福祉部	人権同和対策課	同和地区母子家庭に係る母子手当の廃止	平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。	支給金の削減額  支給額0円 (平成17年度予算額300千円)	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申	不公平感が解消されるとともに、財政負担が軽減できる。	15					
52	1-1-2 補助金の整理適正化	保健福祉部	人権同和対策課	同和協調団体補助金の削減	協調団体に対する補助金については、他の団体と比べ、補助金依存度が高い。	他市の補助制度も参考に、関係団体と協議しながら事業費補助へ移行する。	補助金の削減を図るため補助制度を見直す。	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申	不公平感が解消されるとともに、財政負担が軽減できる。	15					
53	2-3-3 受益者負担の適正化	環境部	環境第一課	ごみ処理の有料化の検討	ごみ指定袋を一定枚数以上使用する場合には有料化としている現行制度では、多くの世帯の使用枚数が一定枚数以下であるため、排出量に応じた公平な負担となっていない。	廃棄物減量等推進審議会の専門部会で有料化について検討をしている。18年度中にごみ処理費用の市民負担のあり方について答申をいただき、19年度に市の方針を決定、住民説明会を開催し、市民合意を得た後、20年度から実施を予定している。	より適正な排出者負担の実現	より適正な排出者負担の実現	ごみの発生・排出抑制、再資源化の推進、公平性の確保と財源の確保	15					
											市の方針決定、具体策の検討・準備	適正な排出者負担の実現			
54	2-2-4 既存施設の見直し	環境部	衛生センター	衛生センターの在り方の検討	下水道の普及により収集量が減少しているため、し尿処理施設の今後の在り方を検討する必要がある。	広域連合し尿処理専門部会におけるし尿処理施設の在り方と統合についての調査・検討結果を受け、施設の在り方を検討する。	広域連合の検討結果による。	広域連合の検討結果による。	し尿の効率的な処理	15					
											広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討		
55	1-2-1 民間委託等の推進	産業振興部	農政課	(新規)農業公社の設立	農業に対する諸課題を解決するため、行政・農協・商工業など関係機関が有する情報のノウハウを一元化し、効率的・効果的に機能する新たな組織体制として、「農業公社」の設立の提言があった。	市・2農協・農業委員会により、平成19年4月「長野市農業公社」の設立に伴う準備室を設置し、平成19年7月に設立を目指す。	公社の設立		事務の効率化 市民サービスの向上、スピーディな対応	19					
											長野市農業公社の設立				
56	1-1-2 補助金の整理適正化	産業振興部	商工振興課	商工会議所・商工会運営費補助金算定基準の見直し	従来、団体の運営経費全般を対象に補助金を交付しているが、算定根拠が不明確のため、新たに算定基準を整備する必要がある。	運営費補助から、事業費補助へ算定基準を整備する。ただし、団体統合を予定しているため、商工会はH18年度から、商工会議所はH19年度から適用する。	新算定基準適用団体数  1商工会議所、1商工会	H18年4月に商工会、10月に商工会議所がそれぞれ団体統合し、1商工会議所、1商工会になるため。	補助金算定基準の明確化により、各団体間の公平性が保たれる。	17					
											新算定基準を商工会議所へ適用				

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手 年度	実施計画年度						
										19	20	21	22	23		
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)						
57	2-2-4 既存施設の見直し	産業振興部	観光課	3スキー場の再編	暖冬傾向による不安定な積雪に加え、全国的なスキー人口の減少で、厳しい経営状況が続いている。	各スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、指定管理者制度及び民営化の導入等を視野に入れ、将来的なあり方について検討を進める。	運営における収支改善  線出し・貸付け目標額 飯綱:80,000千円以下 戸隠:30,000千円以下 大岡:5,000千円以下	リフト建設等の起債・企業債償還金を除いた索道事業費から索道収入を差し引いた収支額。ただし、建設改良費は含む。	スキー場経営の健全化と市民の冬季スポーツの振興	18		戸隠スキー場指定管理者選定 大岡スキー場指定管理者制度導入	戸隠スキー場指定管理者制度導入			
58	2-2-4 既存施設の見直し	産業振興部	観光課	観光施設等の集客施設の類型化作業及び見直し	合併により宿泊施設、日帰り温泉施設、産業振興施設等の類似施設を多く抱えている。また、施設の設置目的が、観光だけでなく地域産業の振興や社会教育などの複合的な要素、雇用等による地域の活性化を図るものとなっているため、施設の設置目的や利用実態を把握し、民間委託や事業の廃止又は縮小に向けた検討が必要である。	施設の設置目的、各施設利用者の動向、類似施設の利用実態を把握する。「採算性」を軸に「広域性・希索性」を横軸にして、4つの領域で観光施設等の類型化作業を進める。 再編案の作成を進める。 民間委託、事業の廃止又は縮小等に向けた検討を進める。	再編案の実施 民間委託等の推進 事業の廃止又は縮小等の実施	行政コストの削減が図られる。利用者へのサービスの向上が図られる。	18		再編案の作成					
59	1-1-2 補助金の整理 適正化	教育委員会	学校教育課	学校関係補助金の見直し	小・中学校の教育活動等に関し、各種補助金を交付しているが、外部監査等で、執行機関内での補助金の交付に疑問を投げかけられており、その補助金の対象経費、必要性を精査し、廃止、予算執行等の適正化を図る必要がある。	各補助金の交付目的を確認し、補助金の効果、必要性を検討する。また、補助対象経費を確認し、補助金による執行の課題、予算直接執行による問題点を整理し、補助金のあり方を検討する。	廃止又は直接執行に変更される補助金数  5補助金	現在学校へ交付している10の補助金のうち、再検討が必要と判断するものが5つあったため	教育活動の予算執行に公正さが増すとともに、経費の節減につながる	18	補助金の見直し 校長会との調整 課題の解消	補助金の見直し 校長会との調整 課題の解消	補助金の見直し 課題の解消			
60	2-2-1 事務事業の簡素効率化	教育委員会	学校教育課	就学援助制度の見直し	準要保護児童・生徒に対する就学援助については、対象となる児童・生徒数が増加していることから、助成額も年々増加している。また、国庫補助率の低下に伴い市費負担額が大幅に増加してきているが、平成17年度からは国の三位一体改革により国庫補助金から一般財源化されたため、今後、どの程度国庫負担が見込まれるのかが不透明である。	小中学校の修学旅行費に対する就学援助は、限度額を設けず援助を行っているが、対象児童・生徒の増加に伴い予算額が毎年増額している現状を鑑み、平成18年度から限度額を設けることとし、各学校に対し通知する。また、小学校の体育実技用具費について購入費に対する援助からレンタル費への援助に切り替えるよう検討する。	小中学校の修学旅行費に限度額を設ける。 体育実技用具費については購入費の援助を廃止し、レンタル費を援助する方式に切り替える。  小学校の修学旅行費の限度額を20,600円 中学校の修学旅行費の限度額を55,900円とする。 体育実技用具費についてはスケート400円、スキー1,000円-1,500円程度	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱」において予算単価として示された額を小中学校の修学旅行費援助の限度額とする。小学校の体育実技用具費(レンタル費)については、実費による。	就学援助制度に係る費用の削減	18	小学校の体育実技用具費の購入の援助を廃止し、レンタルの援助へと切り替える。					
61	2-2-4 既存施設の見直し	教育委員会 生活部 産業振興部 関係部局	生涯学習課 男女共同参画推進課 産業政策課 関係課	生涯学習施設の見直し	公民館、働く女性の家、勤労青少年ホームなどは、政策目的に応じて特定の市民を対象に別個の公共施設を設置していたが、このことにより施設の運営に無駄が生じている。このため、あらゆる市民の交流が可能となるように公共施設を再編し、維持管理コストの削減に努める必要がある。	平成18年度 現状の調査と課題の整理 平成19年度以降 計画案の策定と段階的な実施	老朽化施設の廃止又は公民館等への一元化	再編による代替施設を別に設けられれば、老朽化施設の廃止による影響は少なくて済む。 廃止ができなくても、できるだけ多くの市民の利用を可能にすることによって、施設の有効活用を図り、併せて維持管理コストを減少させることができる。	施設の有効活用と経費の削減	18	再編計画案の策定 再編計画の実施準備	再編計画の完了 再編後の位置付けでの運営継続				

大綱の視点	部局	所属	改革項目名	現状と課題	具体的な進め方	目標値 上段:採用する指標 下段:目標値	目標値設定の根拠	成果・効果	着手年度	実施計画年度			
										19	20	21	22
										当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)			
62	2-3-3 受益者負担の適正化	教育委員会	生涯学習課	(新規) 公民館成人学校の受益者負担の見直し	現行:成人学校受講者には、講師謝金のみを負担いただいている。 課題:一定の成果のある成人学校事業を継続するためには、限られた財源を有効活用するための方策が必要。	平成19年3月市議会定例会に成人学校受講料を改定する条例改正案を提出。	成人学校受講料 講師謝金に加えた人件費と消耗品費等を受益者負担とする。 施設使用料は、公民館を社会教育目的で使用する場合と同様に負担を求めない。	事業の継続実施 事業内での財源確保により他事業への影響を抑制	19				
63	1-1-2 補助金の整理適正化	教育委員会	文化財課	指定文化財環境整備事業補助金の見直し	継続して同額の補助金を交付していたため、補助金が既得権化しているものがある。詳細な基準を定め、公平性、効果経済性を高める必要がある。	補助対象事業、補助期間、補助限度額等の詳細な補助金交付基準を定める。	より明確な補助金交付基準により、適正な補助金交付を実施する。	現在の補助金交付要綱や補助金交付内規では、明確な補助対象事業、補助期間、補助限度額を定めていないため。 保存団体の自立を促進し、補助金の適正化が図られる。	17	交付基準の決定、要綱改正、告知			
64	2-2-4 既存施設の見直し	教育委員会	博物館	茶臼山自然史館の新自然史館への統合	現在、自然史館は茶臼山のほか、合併に伴い戸隠地質化石館が加わった。同種の施設を複数管理することとなるため、統合により再編する必要がある。	老朽化した戸隠地質化石館を、小学校統合に伴い空き校舎となる櫛小学校に、新自然史館として整備する予定。それに併せて茶臼山自然史館を廃止する。	戸隠新自然史館の整備促進と茶臼山自然史館施設の跡利用計画を進める。	戸隠の施設は学校校舎の再利用であり、また自然史館の廃止による有効な施設後利用が必要のため。	18	建築改装工事 展示工事	展示工事 新自然史館開館 茶臼山自然史館・戸隠地質化石館の廃止	茶臼山自然史館の跡利用計画	
65	2-2-1 事務事業の簡素効率化	教育委員会	体育課	利用の少ない河川敷運動場の廃止及び整備頻度の見直し	牧島運動場、北屋島運動場の整備について、地元愛護会活動に関する協議を進める。小島田運動場、塩崎マレットゴルフ場は廃止も含めて地元と協議を進めている。地元の合意形成にある程度時間を要する。	利用状況等における維持管理経費から適切な費用対効果となっているか等、地元区長を窓口に関与し廃止を含め施設のあり方を見直す。	廃止を含む検討施設数 2施設	利用者の少ない施設 経費の削減と施設の適正な維持管理	15				
66	2-2-4 既存施設の見直し	教育委員会	体育課	スパイラルのあり方の検討	施設の運営維持管理に多額な経費が投じられているが、施設の特長から利用者及び利用期間が限られ、十分な利用料等の収入が望めないことなどから、施設のあり方についての検討が必要である。	ナショナルトレーニングセンター指定への取り組みを進め、国からの応分の負担を求める。	ナショナルトレーニングセンターとしての指定	コース・リンク整備 経費及びスポーツ科学サポート設備配置費等について財政措置を国に要望しているため。 サービス向上、経費削減と適正な維持管理	18	ナショナルトレーニングセンター指定への取組み	検討案の公表		
67	2-3-3 受益者負担の適正化	教育委員会	体育課	体育館等使用料の見直し	社会体育館等の一部施設及び学校開放体育施設においては、使用料無料により運営維持管理しているが、受益者負担の考え方から適当な使用料徴収を検討する必要がある。市民の理解が必要である。	照明を使用している施設において、電気料実費相当を使用料として徴収することや、維持管理経費から費用対効果の観点をもとに適当な使用料を検討する。	有料化する施設数 社会体育館等35施設 開放学校数 81校	現在無料で夜間照明設備のある施設数 経費面において適正な運営維持管理ができサービス向上に繋がる。 無断キャンセル等の不正使用者を無くすることができる。	18	適当な使用料の調査研究、周知	方針決定、随時導入		
68	2-3-4 自主財源拡充の検討	教育委員会 産業振興部	体育課 観光課	オリンピック施設におけるネーミングライツの研究	自主財源確保を目的に広告料収入について研究、検討をしている。	オリンピック施設における「ネーミングライツ」について研究、検討を進め、導入するのかが決める。 併せて、他の施設における導入の可能性について検討する。	導入を検討する施設数 6施設	オリンピック施設数 自主財源の拡充、及び、施設PRに繋がる。	18	方針決定、実施準備	随時導入、検討継続		
69	3-4-1 IT社会に対応したサービスの拡充	教育委員会 生活部 産業振興部 都市整備部 総務部	体育課、 生涯学習課、 総務課、 男女共同参画推進課、 産業政策課、 公園緑地課、 情報政策課、 学校教育課	公共施設:講座予約システムの導入	運動公園施設、社会体育館、テニスコート、運動場、教室等の予約をインターネットを利用して予約できるシステムを平成17年5月1日から稼働している。今後、未導入施設の導入について調整する必要がある。	システム回線が整備できていない施設について、整備の拡充及び他施設での受付ができないか等について調整する。	予約システム未稼働施設数 体育施設 10施設 公民館施設 10施設 雇用促進施設 4施設	システム回線が未整備となっている施設数 市民の生涯学習とスポーツの振興及び施設の有効利用	16				